

犯罪被害者等の被害後の実態と支援に関する一考察 — インターネットによる実態調査 —

藤原 幸子¹

Current situation and support for crime victims after victimization: An Internet survey

Sachiko FUJIWARA

要 旨

本研究は、犯罪被害者等に対するインターネット調査を通じて、被害後の実態、二次被害の実態、被害後に必要な支援等を明らかにすることである。調査は、犯罪の被害にあったことのある200名の男女を対象に実施した。犯罪被害者等の半数以上の者が心身の被害を訴え、身体的心理的影響が生活機能の低下をもたらしていることから心理面だけでなく生活面の支援の拡充が求められる。犯罪被害者等は、複数の人や機関等から二次被害を受けた人も多く、社会、専門機関、被害者に対する啓発を行っていく必要がある。事件後に必要な支援は、事件直後は様々な手続き等の支援への要望が多く、時間が経過するにつれて精神的なケアの要望が多くなる。犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、犯罪被害者等のニーズは変化する。そのため、ソーシャルワーカーは長期的に支援するという犯罪被害者等の視点に立った支援が求められる。

Abstract

This study aims to clarify the situation following victimization and secondary victimization, and examine the support required by using an Internet survey of crime victims. The participants included 200 men and women who experienced crime. More than half of the crime victims complained of physical or mental distress, leading to impaired functioning in everyday life. Thus, there is a need to provide not only psychological support, but also practical help to improve victims' life situation. Since many crime victims experience secondary victimization by persons and institutions, there is also a need to enlighten the public, including specialized institutions and crime victims themselves. Regarding the types of support needed, technical and procedural support is especially required immediately following victimization, and the need for psychological care increases over time. Crime victims may require a long time to recover from the damage, and their needs change with time. In this regard, social workers are expected to provide long-term support from the viewpoint of crime victims.

キーワード: 犯罪被害, 犯罪被害者, 被害後の実態, 二次被害, 犯罪被害者支援

Key words : criminal damage, crime victim, situation following victimization, secondary victimization, support of crime victims

I. 研究の背景

2004年、犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害に遭われた方やそのご家族(以下、犯罪被害者等)への施策は総合的かつ計画的に推進されている。犯罪被害者等基本法は、「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができる」ことを求めている。第3次犯罪被害者等基本計画では「潜在化しやすい被害者等に対する支援」が強調されている。しかし、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も存在する。

犯罪被害者等に関する調査研究の動向をみると、トラウマ、PTSD、メンタルヘルスなど心理学的視点からのものが多くみられる(小西 2001;中島ら 2009;中島 2010a;板倉 2019)が、社会福祉学視点からの研究はまだ少ない(大岡 2007)。大岡ら(2016:29)は、犯罪被害者等の被害後の社会生活の深刻さを明らかにしている。内閣府(2018:4)によれば「犯罪被害者等は、休学・休職、長期入院、別居・離婚、家族間不和等、生活や対人関係のネガティブな変化が多くなっている」との指摘もある。犯罪被害者に関する研究に関しては二次被害、必要な支援についての研究が乏しい側面が挙げられる。

犯罪被害者等基本法第14条には、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする」と示され、社会福祉士等の専門職の活用が明記されている。中長期的に犯罪被害者等の生活支援を支援するソーシャルワーカーが求められている。

しかし、ソーシャルワーカーがどのように機能することが犯罪被害者等を支援することになるのか、という点については、いまだ明らかにされていない。

この点を解明することは、被害者支援において非常に重要な課題と考える。犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化する。そのためにはまず、犯罪被害者等の置かれている実態、二次被害、必要な支援を多面的に明らかにする必要がある。

II. 研究の目的

犯罪被害者等の被害後の実態や二次被害の実態、事件後に必要な支援、実際に受けた支援を明らかにする。

III. 調査と方法

1. 調査期間と対象

調査は2018年3月5日に行った。インターネット調査会社NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション株式会社の登録モニターにスクリーニング調査を行なった後、犯罪被害に遭ったことのある対象者のみに本調査を実施した。犯罪被害者等への二次被害を与える危険が比較的少ないインターネット調査を採用した。調査対象者は200人である。

2. 調査内容

調査内容は、年齢や性別などのフェイスシート、遭遇した事件の種類①被害後の実態(生活・経済面、心身の不調、警察・検察・裁判所・役所の手続き、加害者、人間関係)②二次被害の実態、③事件後に必要な支援、実際に受けた支援である。調査内容は、社団法人被害者支援都民センター(2007)の「今後の被害者支援を考えるための報告書—犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から—」および名古屋市(2017)の「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」を参考に作成した。

3. 倫理的配慮

犯罪被害者等への二次被害を与える影響が比較的少ないことからインターネット調査の手法を採用した。研究協力への同意を冒頭で確認し、合意する場合のみ、回答を開始するように求め、回答開始後、体調が悪くなった時には、回答を途中で中断できることを明示した。個人が特定されるデータの収集は一切行わないこと、収集した情報は研究目的以外での使用は一切しないことを冒頭で説明するという手続きをとった。調査の実施にあたっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」に沿うとともに、2018年2月21日、吉備国際大学倫理審査委員会の承認(17-63)を得て行った。

用語の定義

「犯罪等」を犯罪被害者等基本法における犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とし、「犯罪被害者等」を犯罪等によって害を被った者、その家族、遺族とした。

IV. 結果

属性

回答した犯罪被害者等は200名(男性63.5%, 女性36.5%)であった。被害種別(複数回答)は, 殺人・傷害致死2名(1.0%), 傷害等の暴力犯罪24名(12.0%), 交通被害144名(72.0%), 強盗8名(4.0%), 性犯罪14名(7.0%)その他17名(8.5%)で, 年齢は, 20代7名(3.5%), 30代29名(14.5%), 40代49名(24.5%), 50代64名(32.0%), 60代以上51名(25.5%)であった。その他の属性については, 表1, 表2のとおりであった。

表1 属性 被害類型(複数回答)

		人数	%
性別	男性	127	63.5
	女性	73	36.5
年代	20代	7	3.5
	30代	29	14.5
	40代	49	24.5
	50代	64	32.0
	60代以上	51	25.5
	職業	自営業	20
	被雇用者(会社員, 公務員)	107	53.5
	専業主婦・専業主夫	31	15.5
	パート・アルバイト・フリーター	17	8.5
	学生	0	0.0
	無職(浪人中, 休職中含む)	22	11.0
	その他	3	1.5
犯罪類型	殺人・傷害致死	2	1.0
	傷害等の暴力犯罪	24	12.0
	交通被害	144	72.0
	強盗	8	4.0
	性犯罪	14	7.0
	その他	17	8.5
事件からの経過年数	～3年未満	47	23.5
	3～5年未満	10	5.0
	5～10年	29	14.5
	10年以上	114	57.0

表2 属性 被害者との関係(複数回答)

	総数		被害者本人		配偶者		親		子ども		きょうだい		その他	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
殺人・傷害致死	2	1.0	1	0.8	1	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
傷害等の暴力犯罪	24	12.0	18	14.1	1	4.5	1	5.0	1	6.3	3	25.0	1	12.5
交通被害	144	72.0	84	65.6	16	72.7	17	85.0	12	75.0	10	83.3	7	87.5
強盗	8	4.0	4	3.1	2	9.1	1	5.0	2	12.5	1	8.3	0	0.0
性犯罪	14	7.0	14	10.9	2	9.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	17	8.5	14	10.9	4	18.2	1	5.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0

た。複数回答のため, 被害類型の合計と, 被害類型内の「被害者本人」「配偶者」「親」「子ども」「きょうだい」「その他」の合計値は一致しない。

1. 被害後に悩まされた問題

「被害に遭った後, どのような問題に悩まされましたか」という設問, 26項目について回答を求めた(図1)。

26項目の中で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人が50%以上の高い割合となっている項目は, 「加害者への対応に悩んだ」(110名, 55.0%), 「心身の不調のため, 医療機関で治療を受けた」(106名, 53.0%), 「事件に関連して, 医療費, 交通費, 裁判費用などの負担が生じた」(105名, 52.5%)「役所で何の手続きをすればいいかわからず困った」(100名, 50.0%)となっている。

1) 生活・経済面

「事件に関連して医療費, 交通費, 裁判費用などの負担が生じた」人は105名(52.5%)となっている。年代別では, 「50代」(60.9%), 「40代」(55.1%), 事件別では, 「殺人・傷害致死」(100%), 「交通被害」(56.9%)で, 多くの人が事件と関連して経済的負担を感じている。「事件がきっかけで, 退職, 休業しなければならなかった」人は, 60名(30.0%)だった。性別では, 「男性」(31.5%), 「女性」(27.4%)で女性より男性の方が高く, 年代別では, 「40代」(40.8%), 「30代」(34.4%)が高くなっている。

2) 心身の不調

不眠, 食欲減退などの症状が1ヶ月以上続いたとする回答比率は, 「殺人・傷害致死」(100.0%), 「強盗」(75.0%), で高い。事件後に200名中106名(53.0%)が心身の不調のため, 医療機関で治療を受けている(表3)。医療機関で治療を受けたとする回答比率は, 「交通被害」(60.4%), 「殺人・傷害致死」(50.0%), 「傷害等の暴力犯罪」(50.0%)で高いが, 「強盗」(25.0%), 「性犯罪」(42.9%)は受診率が低く, 深刻な状況であった。

同じ被害でも男性は、女性に比べ高い受診率を示していた(表4)。

3) 手続き

「役所で何の手続きをすればいいかわからず困った」と回答した人は、100名(50.0%)となっており、年代別では「20代」(57.2%)、事件別では、「強盗」(75.0%)、「傷

害等の暴力犯罪」(58.4%)の割合が高くなっている。事件事情聴取への負担感を感じている人が多い。「裁判で証言することが負担だった」との設問に対し、「全くあてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答する人は50.5%となっており、全体的には裁判で証言することに負担を感じていない人が多い。

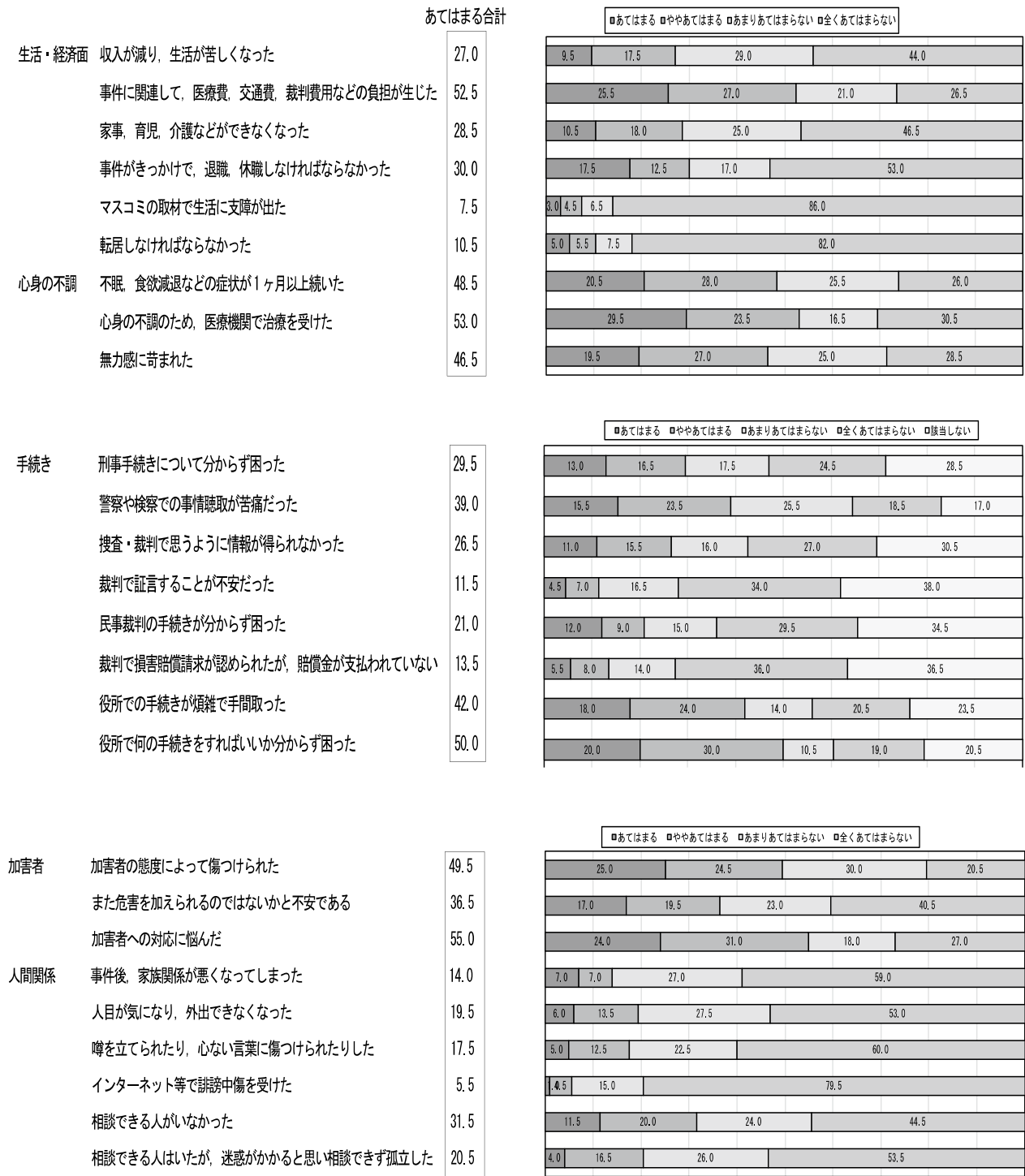


図1 被害後に悩まされた問題
「あてはまる合計」とは「あてはまる」と「ややあてはまる」の和

4)加害者

「加害者への対応に悩んだ」と回答した人は110名(55.0%)で非常に高くなっている。男女差はなく(男性55.1%, 女性54.8%), 事件別では「傷害等の暴力犯罪」(75.0%), 被害者との関係別では「きょうだい」(66.7%)と特に高くなっている。「加害者の態度に傷つけられた」と回答した人は99名(49.5%)となっている。性別では「女性」(53.4%), 事件別では「殺人・傷害致死」(100.0%), 「傷害等の暴力犯罪」(75.0%)となっている。「また危害を加えられるのではないかと不安である」と回答した人は73名(36.5%)で, 性別では「女性」(38.4%), 事件別では, 「傷害等の暴力犯罪」(79.2%), 「強盗」(75.0%)となっている。

5)人間関係

「相談できる人がいなかった」と回答した人は31.5%と

表3 犯罪被害類型別にみた受診率

		人数	受診した人 (%)
性別	男性	127	73 (57.5)
	女性	73	33 (45.2)
年代	20代	7	3 (42.9)
	30代	29	13 (44.8)
	40代	49	28 (57.1)
	50代	64	38 (59.4)
	60代以上	51	24 (47.1)
被害類型	殺人・傷害致死	2	1 (50.0)
	傷害等の暴力犯罪	24	12 (50.0)
	交通被害	144	87 (60.4)
	強盗	8	2 (25.0)
	性犯罪	14	6 (42.9)
	その他	17	6 (35.3)
被害者との関係	被害者本人	128	75 (58.6)
	配偶者	22	9 (40.9)
	親	20	10 (50.0)
	子ども	16	5 (31.3)
	きょうだい	12	8 (66.7)
その他	8	1 (12.5)	
事件からの経過年数	～3年未満	47	25 (53.2)
	3～5年未満	10	6 (60.0)
	5～10年	29	17 (58.6)
	10年以上	114	58 (50.9)

表4 受診率(被害類型, 被害者との関係:複数回答)

性別	N	受診率 (%)						
		対象者全体	殺人・傷害致死	傷害等の暴力犯罪	交通被害	強盗	性犯罪	その他
男性	127	57.5	100.0	53.4	62.6	50.0	50.0	50.0
女性	73	45.2	0.0	44.4	55.5	50.0	41.7	14.3

なっている。性別では「男性」(33.0%), 事件別では「殺人事件」(50.0%), 「傷害致死」(50.0%), 「傷害等の暴力犯罪」(50.0%), 「強盗」(50.0%)となっている。「相談できる人はいたが迷惑がかかると思い相談できず孤立した」と回答した人は20.5%にのぼっていた。性別では「男性」(22.8%), 事件別では「殺人・傷害致死」(100.0%)が高くなっていた。

「人目が気になり, 外出できなくなった」と回答した人は19.5%となっている。性別では, 「男性」(15.7%), 「傷害等の暴力犯罪」(45.9%)が高い。「事件後, 家族関係が悪くなった」人は14.0%, 性別では「男性」, 事件別では「傷害等の暴力犯罪」(33.3%)で割合が高くなっている。一方, 「殺人・傷害致死」(0%), 「性犯罪」(0%)では, 家族関係の悪化はみられなかった。

2.二次被害の実態

「今までに, 二次被害を受けたことがありますか」という設問に対して, 「ある」と回答した人は29名(14.5%)であった。二次被害の有無に「ある」と回答した人に対して, 「誰から, どのような二次被害を受けたか」について15項目(警察, 地域の人, 加害者, 職場, 家族・親族, 弁護士, 市役所・区役所など, 病院, インターネット, 検察, 保険会社, マスコミ・報道, 裁判所, 支援団体, その他)を提示し回答を求めた(複数回答)。

二次被害を受けた者は, 「殺人・傷害致死」で50.0%, 「傷害等の暴力犯罪」で33.0%, 「交通被害」で12.5%, 「強盗」で25.0%, 「性犯罪」で21.4%であった。事件別で見ると, 「殺人・傷害致死」は警察(100%), 加害者(100%), 弁護士(100%)から, 「傷害等の暴力犯罪」は警察(62.5%), 地域の人(50.0%), 加害者(50.0%)から, 「交通被害」は警察(22.2%), 地域の人(22.2%), 加害者(22.2%)から, 「強盗」は警察(100.0%)から, 「性犯罪」は加害者(66.7%), 警察(33.3%), 職場(33.3%)などから二次被害を受けていた。支援に関わる専門職者から, 家族・親族などにまで広範囲にわたっている。「警察」から二次被害を受ける割合が高く, 「殺人・傷害致死」100%, 「傷害

等の暴力犯罪」62.5%、「交通被害」22.2%、「強盗」100.0%、「性犯罪」33.3%であった。年代別では、「20代」は警察(50.0%)、加害者(50.0%)、「30代」は加害者(60.0%)、警察(40%)、「40代」は警察(60.0%)、職場(20.0%)、弁護士(20.0%)、「50代」は地域の人(50.0%)、職場(35.7%)、家族・親族(35.7%)、「60代」では警察(33.3%)、地域の人(33.3%)、加害者(33.3%)、家族・親族(33.3%)、弁護士(33.3%)の順であった。

二次被害を受けた被害者は、少なくても1つ、多くて7つ、一人の被害者が複数の発生源から被害を被っていた。一人の被害者が複数の発生源から二次被害を被っていた。この点については、一人の対象者が複数の発生源から、二重にも三重にも被害を被っていた、との同様の報告がある(藤崎ら 2006:94)。二次被害を受けた者の72.9%は、心身の不調のため、医療機関で治療を受けていた。

3. 事件後に必要な支援,実際に受けた支援

事件後に必要な支援について23項目を提示し回答(複数回答)を求めた(図2)。

事件後に必要な支援は、事件直後(～1年)と中長期(1年～)で大きな違いがみられた。事件直後に必要な支援は、「病院に行く時の付き添い」(96名, 48.0%)、

「警察に行く時の付き添い」(88名, 44.0%)「見舞金の給付」(81名, 40.5%)、「行政手続きの補助」(71名, 35.5%)、「身近な人からの精神的な支え」(70名, 35.0%)の順となっている。男性は「家事・育児・介護などの生活支援」「専門家による精神的ケア」「身近な人からの精神的な支え」「同じような体験をした人達との交流」でより要望が高くなっている。

1年後に求める支援は、「専門家による精神的なケア」(57名, 28.5%)が最も多く、続いて「身近な人からの精神的な支え」(54名, 27.0%)、「損害賠償請求に関する支援」(43名, 21.5%)「見舞金の給付」(40名, 20.0%)、「同じような体験をした人達との交流」(40名, 20.0%)の順であった。

事件後間もない時期は「病院に行く時の付き添い」「警察に行く時の付き添い」など、様々な手続きを行う必要があるため、その手続きへの付き添いや補助などの支援への要望が多い。事件から時間が経過するにつれて利用率が高くなるのは、「専門家による精神的ケア」「身近な人からの精神的な支え」など、精神的ケアの要望が多い。事件直後から時間が経過するにつれて支援及び制度の利用率は低くなっている。

実際に相談した機関と受けた支援について8項目(警察, 検察, 裁判所, 弁護士, 市役所・区役所など, 支援

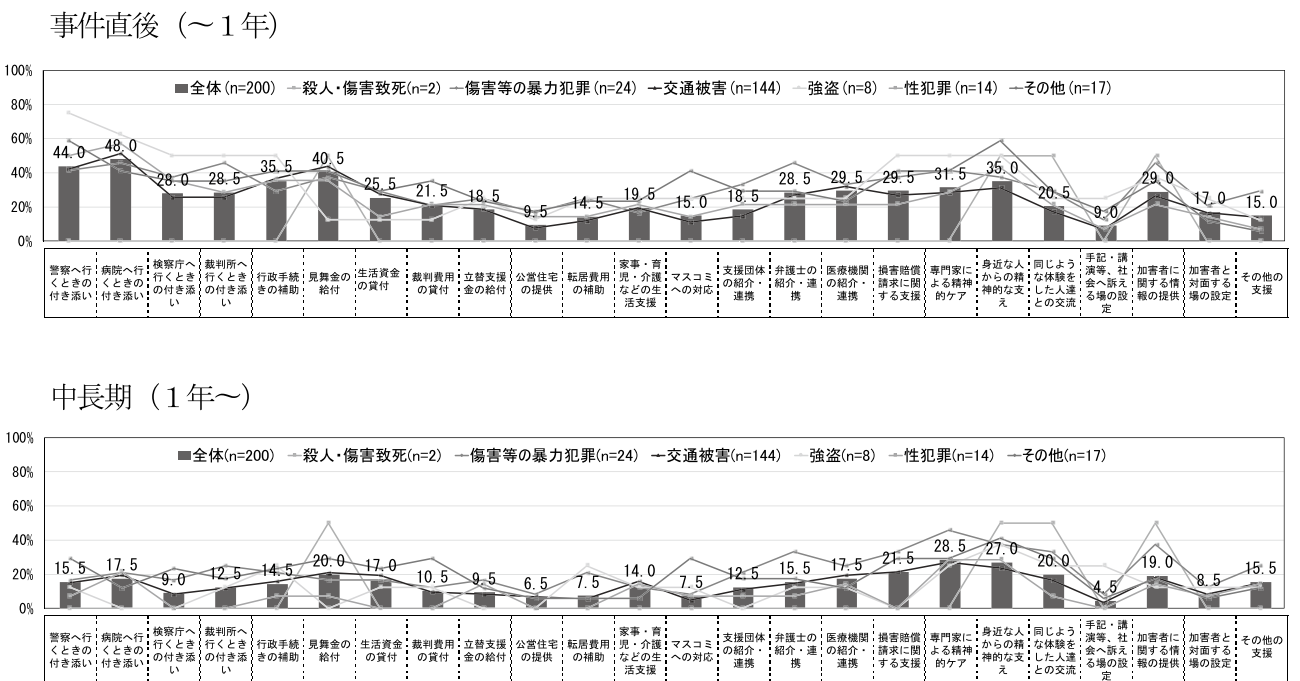


図2 必要な支援(事件直後と中長期)

団体、自助グループ、その他)を提示し回答を求めた(複数回答)。

「警察」28名(71.8%)が最も高く、次いで、「弁護士」11名(28.2%)、「市役所・区役所など」3名(7.7%)、「支援団体」2名(5.1%)の順であった。全体の傾向として、支援や制度の利用率はさほど高くない。利用率が比較的高いのは「警察」、「殺人・傷害致死」(100.0%)、「傷害等の暴力犯罪」(100.0%)、「強盗」(100.0%)、「性被害」(66.7%)、「交通被害」(64.0%)である。「交通被害」に限られるが、「市役所・区役所など」が1件となっており、自治体からの支援を受けたと回答している。

V. 考察

犯罪被害者等の事件後の精神面・身体面・生活経済面の被害は、先行研究(内閣府2009:1-4;内閣府2010:25-55)と同じように深刻な状態であった。本研究では、被害者等の半数以上が「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」と回答している。同じ被害でも男性は、女性に比べ高い受診率を示していることが明らかになった(表4)。中島(2010b:20)は、「米国における3つの大規模地域調査の結果から、性暴力や身体暴力などの深刻な被害において、同じ被害でも女性は、男性に比べ高い有病率を示している」と指摘している。女性の受診が抑制される要因として、医療機関や病気の情報不足、経済的な問題などが考えられる。このことから、医療サービスについての積極的な広報、医療機関にアクセスしやすいような体制づくりが求められる。

本調査では、「地域の人」「職場」「家族・親族」からの二次被害は50代、60代が多かった。地域との関係が深いと思われる人ほど影響が大きいが推察される。医療従事者も二次被害を与える側になっていることから、被害者等に関する研修体制が重要である。

事件後、実際に受けた支援は警察が最も多かったが、約8割の人が「相談せず支援も受けなかった」と回答していた。様々な機関で提供されている支援が犯罪被害者等に利用されていなかった。一方、事件後に知りたかった情報について回答を求めたところ、「支援サービスの情報(どこでどのような支援が受けられるか)」(22.5%)についての要望は、「傷害等の暴力犯罪」(25.0%)、「交通被害」(25.0%)で高かった。このことから犯罪被害者等の保護・支援のための制度を周知する必要がある。

犯罪被害者の支援に関わる機関としては、警察、検察

庁、弁護士会、社会福祉士会などが列挙されている。他機関からの紹介がサービスの利用を促進しているという結果から、被害者支援機関が有機的に連携していくことが望まれる。犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要する。そのためソーシャルワーカーは長期的に支援するという犯罪被害者等の視点に立った支援が求められる。

謝辞

本研究にご参加いただいた犯罪被害に遭われた皆様はこの場を借りて心からのお礼と感謝を申し上げます。

付記

本研究は、2017年度吉備国際大学学内共同研究(研究課題「犯罪被害者に対する支援体制形成における課題」)の助成を受けたものの一部である。

文献

- 藤崎 郁, 西山佳奈(2006)「交通事故遺族の受ける二次被害の現状とセルフヘルプ・グループの果たす役割」『日本看護研究学会雑誌』29(1) 89-97.
- 板倉憲政(2019)「犯罪被害者への心理支援の実践:リソースや身体志向の視点から」『岐阜大学教育学部研究報告. 人文科学』67(2) 111-120.
- 小西聖子(2001)「犯罪被害者の心理的ケアの理念」『臨床精神医学』30(4) 345-350.
- 名古屋市(2017)「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」(<https://www.city.nagoya.jp/sportsshimin/cmsfiles/contents/0000104/104254/tyousakekka.2020.12.01>).
- 内閣府(2009)「平成20年度 犯罪被害類型別継続調査結果(要約)」(<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h20/pdf/gaiyou.pdf,2020.12.01>).
- 内閣府(2010)「平成21年度 犯罪被害類型別継続調査 調査結果報告書」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h21-2/pdf/gaiyou.pdf,2020.12.01>).
- 内閣府(2018)「平成29年度 犯罪被害類型別調査 調査結果報告書」(<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html,2020.12.01>).
- 中島聡美・白井明美・真木佐知子・ほか(2009)「犯罪被害者遺族の精神健康とその回復に関連する因子の検討」『精神神経学雑誌』111(4) 423-429.

中島聡美(2010a)「日本のメンタルヘルス領域における
犯罪被害者支援の現状と課題」『トラウマティック・スト
レス』8(2) 21-29.

中島聡美(2010b)「犯罪被害者のhelp-seekingとメン
タルヘルスサービス」『精神保健研究』(56) 19-25.

大岡由佳・辻丸秀策・大西 良・ほか(2007)「犯罪被害
者等の現状とその支援」『久留米大学文学部紀要社
会福祉学科編』(7) 43-56.

大岡由佳・大塚淳子・岸川洋紀・ほか(2016)「犯罪被害
者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性 —
511名の犯罪被害者等のWEB調査実態調査結果か
ら —」『厚生指標』63(11) 23-31.

社団法人被害者支援都民センター(2007)「今後の被
害者支援を考えるための報告書 — 犯罪被害者遺族
へのアンケート調査結果から —」([http://www.shien.
or.jp/report/pdf/shien_result20070719_full.pdf](http://www.shien.or.jp/report/pdf/shien_result20070719_full.pdf),
2020.12.01).